（法第10条第1項第2号イ関係）

役　員　名　簿

　特定非営利活動法人　社会的就労支援センター　京都フラワー

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役職名 | 氏　名 | 住　所　又　は　居　所 | 報酬の有無 |
| 理事  理事  理事  理事  理事  理事  監事  専務理事  専務理事  常務理事  常務理事 | 堀田 正基  樋口　周平  南部　孝史  廣瀬 麻実  手塚 典代  石田 遥  沖見　圭介    樋口　周平  南部　孝史  廣瀬 麻実  鳴戸 章雄  市田 裕樹  沖見　圭介 | 京都府京都市中京区壬生森町1番地  京都府京都市伏見区桃山町鍋島6番地  京都府京都市伏見区大亀谷大山町11番地の52  京都府京都市山科区小山南溝町30番地の28  京都市伏見区桃山町丹後2番地1 藤和ライブ  タウン桃山604号  京都市西京区牛ケ瀬青柳町43番地  BlewVert TOKURA 1　102号室  京都府八幡市福禄谷56番地38 | 無  無  無  無  無  無  無 |

就任期間は令和5年6月30日までとする

（備考）

１　「氏名」，「住所又は居所」，「報酬の有無」は，全ての役員について記載する。

２　「氏名」，「住所又は居所」の欄には，京都市特定非営利活動促進法施行条例第３条第２項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名，住所又は居所を記載する。

３　「報酬の有無」の欄には，定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」，報酬を受けない役員には「無」を記入する。

４　役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は，３分の１以下でなければならない（法第２条第２項第１号ロ）。